

(社)神奈川県建築士事務所協会ウェブサイト に御社のバナー広告を掲載しませんか？

当協会では、トップページに掲載するバナー広告を募集しています。

掲載ご希望の方は、[広告掲載取扱要領\(P2~5\)](#)をご確認の上、

[掲載申込書\(P6\)](#)にてお申し込みください！！

<バナー広告概要>

掲載位置 (社)神奈川県建築士事務所協会ウェブサイト トップページ
(<http://www.j-kana.or.jp/>)

掲載期間 最大1年間(申込は1か月単位で可能)

広告料	正会員・賛助会員	10000円(税別)/月
	その他	20000円(税別)/月

1年間申込の場合、広告料2か月分無料にいたします！

広告サイズ 縦65ピクセル 横235ピクセル

ファイル形式 JPG、PNG、GIF(アニメーション可)



イメージ

申込先 FAX 045-212-3807

郵送 〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第3不二ビル2階

(社)神奈川県建築士事務所協会 ホームページ担当 宛

社団法人神奈川県建築士事務所協会広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「本会」という）のウェブサイト及び本会発行のその他刊行物（以下「刊行物」という）への広告掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ウェブサイト 本会が管理するウェブサイトをいう
- 二 バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう
- 三 印刷広告 刊行物に掲載する広告をいう
- 四 広告 バナー広告及び印刷広告をいう

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 掲載することができる広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 三 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの
- 四 本会の趣旨にそぐわないと思われるもの
- 五 その他、本会が不適當であると判断するもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- 一 バナー広告
大きさ 縦65ピクセル 横235ピクセル
形式 J P E G、P N G、G I F（アニメーション可）
容量 10KB以下
- 二 印刷広告
大きさ A4縦
形式 P D F、W O R D（データ入稿に限る）

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する枠数は本会が定めるものとし、位置は次の各号に定めるところによる。

- 一 バナー広告 ウェブページ内のホームページ
- 二 印刷広告 刊行物内の本会が定めるページ

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告の掲載期間は、次の各号に定めるところによる。

- 一 バナー広告 1 カ月単位とし、1 回の申込みで最大 1 2 か月まで申込みすることができる
- 二 印刷広告 掲載時期について本会と協議した上で刊行物に 1 回掲載する

(広告の募集)

第 7 条 広告主の募集は、ウェブサイトにて行うこととする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告主は、広告掲載申込書 (第 1 号様式) により、郵送、ファックス又は電子メールで本会に申込みこととする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 本会は、第 3 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定することとする。

- 2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について書面により、広告主に通知するものとする。
- 3 広告主が規定する枠数を超えたときは、本会と協議する。

(広告掲載料)

第 1 0 条 広告掲載料は次の各号に定める通りとし、申込者は前条の規定により送付された書面 (以下、「通知書」という。) の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。

一 バナー広告

正会員・賛助会員 1 万円 (消費税別) / 月

その他 2 万円 (消費税別) / 月

ただし、1 2 か月の申込みに対し、2 か月分を無料とする。

二 印刷広告

正会員・賛助会員 2 万円 (消費税別) / 回

その他 3 万円 (消費税別) / 回

(広告原稿の作成及び提出)

第 1 1 条 広告主は、広告データ (以下「広告原稿」という。) を作成し、通知書で指定した日及び場所に、郵送又は電子メールで提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(バナー広告内容等の変更)

第 1 2 条 本会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が第 3 条の規定に抵触していると判断した時は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めるものとする。

(バナー広告掲載の取消し)

第 1 3 条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 指定の期日までに広告掲載料の納付がないとき
- 二 指定の期日までに広告原稿の入稿がないとき
- 三 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき
- 四 その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき

2 第 1 項の各号の規定により広告掲載を取消した場合において、本会は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(広告掲載の取下げ)

第 1 4 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面において本会に申し出なければならない。

3 本会は、前項の規定により広告の掲載の取下げがあった場合、広告掲載料を返還しない。

4 印刷広告については、入稿後の広告掲載取下げには応じないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 1 5 条 本会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、広告主に広告掲載料を返還する。

2 第 1 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 1 6 条 広告主は、バナー広告及び印刷広告の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速やかに本会に連絡するものとする。

(要領の変更)

第17条 この要領の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は本会が別に定める。

附則

1. この要領は、理事会の承認のあった日(平成23年12月8日)から施行する。

2. この要領は、理事会の承認のあった日(平成24年2月28日)から施行する。

